

お知らせ 障害者の雇用促進や雇用の継続を図りましょう

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を通じた事業主支援を行っています。
障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備、適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇い入れや雇用の継続が困難な場合に限り、助成します。
電子申請にも対応していますのでご活用ください。

助成金の種類	
障害者作業施設設置等助成金 障害者福祉施設設置等助成金	作業施設、作業施設等の整備を行う事業主・福利厚生施設の整備を行う事業主
障害者介助等助成金	雇用管理のために必要な介助などの措置を行う事業主
重度障害者等通勤対策助成金	通勤を容易にするための措置を行う事業主
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	障害者を多数継続雇用し施設などの整備等を行う事業主
職場適応援助者助成金	職場適応援助者による支援を行う法人または事業主
障害者雇用相談援助助成金	障害者雇用相談援助事業を利用する事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行った事業主
障害者能力開発助成金	障害者の能力開発の事業を行うための施設または設備の設置や整備などを行う事業主、またはその能力開発訓練事業を運営する事業主



問 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ☎ 092-718-1310 F 092-718-1314 ✉ fukuoka-kosyo@jeed.go.jp
福岡支部 高齢・障害者業務課

お知らせ 設備投資などで生産性を上げて賃金をアップ

令和7年度業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業者

- ①中小企業・小規模事業者であること
 - ②事業場内最低賃金と福岡県最低賃金の差額が50円以内であること
 - ③解雇・賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ※申請は、工場や事務所などの労働者がいる、福岡県内にある事業場ごとです。

申請期限

(第2期)令和7年6月14日～申請事業場に適用される福岡県最低賃金改定日の前日

申請先

福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課(092-411-4717)

注意点

- ①賃金引き上げは、申請日より後に行う必要があります。
 - ②地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、効力発生日の前日までに引き上げる必要があります。
- (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円から1,050円)が発効される場合
(対象) 効力発生日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金を引上げ
(対象外) 効力発生日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金を引き上げ

詳しくはこちら▼



問 業務改善助成金コールセンター
☎ 0120-366-440
(受付時間: 平日9時00分～17時00分)
広報 福岡労働局 労働基準部 賃金室